

第七十八号議案

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する 条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和七年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条中「第七十三条の四第一項第一号イ」を「第七十三条の五第一項第一号ニ」に改め、同条第一号中「第七十三条の四第一項第一号イ」を「第七十三条の五第一項第一号イ」に改め、同条第三号中「第七十三条の四第一項第一号ロ」を「第七十三条の五第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第七十三条の四第一項第一号ハ」を「第七十三条の五第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「第七十三条の四第一項第一号ニ」を「第七十三条の五第一項第一号ニ」に改める。

附則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

理由

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十九号議案

仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年仙台市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和四十二年政令第二百七十四号」の下に「。第十五条において「政令」という。」を加える。

第十五条中「三十一万五千円」を「政令第二条の二の規定により同条の平均給与額の三十日分に相当する金額を加えることとされる額（政令の改正に際し定められた同条の規定に係る経過措置の規定の適用に係る葬祭補償の額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同条の平均給与額の三十日分に相当する金額を加えることとされる額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公務員災害補償法施行令の改正を考慮し議員その他非常勤の職員に係る葬祭補償の額の算定において同令に定められている額を用いることとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十号議案

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第一項に規定する認定こども園における一学級の園児の数については、改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の改正を考慮し、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園における一学級当たりの園児の数の基準を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十一号議案

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例の一部を改正する条例

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例の一部を改正する条例
仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（令和五年仙台市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に向けて」を「と自然環境の保全との両立を図るため」に改める。

第二条第八号中「行われる」の下に「太陽光発電施設の」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「ちまで」を「又まで」に改め、同号二中「の規定により指定された」を「に規定する」に改め、同号チの次に次のように加える。

リ 水道水源保全区域（本市の水道事業に係る集水区域をいう。）

又 森林地域

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定事業者 事業者のうち、事業区域内に含まれる森林地域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林の区域をいう。以下同じ。）の面積が規則で定める面積以上又は事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が規則で定める出力以上上の太陽光発電事業を行うものをいう。

第四条第一項中「遵守しなければ」を「遵守するとともに、地域住民等（事業区域の全部又は一部が居住する地域に含まれることとなる者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者をいう。第六条第一項及び第二項並びに附則第九項において同じ。）に対する情報提供等の地域との良好な関係を保持するために必要な措置、環境を保全するための対策の実施その他の規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 事業者は、太陽光発電施設の安全性の確保のために必要な措置その他の規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条第一項前段を次のように改める。

第七条ただし書の許可（以下「設置許可」という。）を申請しようとする者又は第十二条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容等について説明しなければならない。

第六条に次の二項を加える。

4 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害、紛争等が生じたときは、自らの責任と負担において、その解決のために必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、規則で定めるところにより、前項の措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

第六条の次に次の八条を加える。

(配慮書の提出等)

第六条の二 特定事業者は、事業計画の策定の段階において、当該事業計画のほか、事業区域内に含まれる森林地域の面積が第二条第六号の規則で定める面積未滿かつ事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が同号の規則で定める出力未滿となる事業計画（第四号及び第五号において「他の事業計画」という。）を策定し、これらの事業計画に基づく太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響についてそれぞれ調査、予測及び評価を行い、並びにその実施しようとする太陽光発電事業に係る環境の保全のための措置を検討するとともに、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

一 特定事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 太陽光発電事業の名称、目的及び内容

三 太陽光発電事業を実施しようとする区域その他の当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響を受ける範囲であると認められる地域（第六条の四第一項において「関係地域」という。）の範囲及びその概況

四 他の事業計画の内容

五 事業計画及び他の事業計画のそれぞれについての調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

六 その他規則で定める事項

(配慮書の公告及び縦覧)

第六条の三 市長は、配慮書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、配慮書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、配慮書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書説明会の開催等)

第六条の四 特定事業者は、前条の縦覧期間内に、当該太陽光発電事業に係る配慮書に記載された関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「配慮書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 特定事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 特定事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした配慮書説明会を開催することができない場合には、当該配慮書説明会を開催することを要しない。

4 特定事業者は、配慮書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出等)

第六条の五 配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第六条の三の公告の

日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、特定事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 特定事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付しなければならない。

（配慮書についての市長の意見）

第六条の六 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、特定事業者に対し、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

- 4 特定事業者は、第一項の市長の意見についての特定事業者の見解を記載した書類を、市長に提出しなければならない。

- 5 特定事業者は、第一項の市長の意見及び第二項の仙台市環境影響評価審査会の意見を勘案するとともに、前条第一項の意見に配慮し、事業計画の内容を再検討するものとする。

（配慮書手続の特例）

第六条の七 市長は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定による手続により、第六条の二から前条までに規定する手続（以下この条及び次条において「配慮書手続」という。）の目的が達成されたと認めるときは、配慮書手続を簡略化することができる。

- 2 前項の規定による配慮書手続の簡略化の内容は、特定事業者からの申出に基づき、市長が決定する。（他の法令等による手続との関係）

第六条の八 環境影響評価法第六条第一項の規定による同法第五条第一項に規定する方法書の送付又は仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号）第七条第一項の規定による同項に規定する方法書の提出（特定事業者がするものに限る。）は、配慮書手続が完了した後にするものとする。

（事業計画の変更の場合の手続）

第六条の九 第六条の二から前条まで（第六条の三を除く。）の規定は、事業計画の変更であつて事業区域内に含まれる森林地域の面積が第二条第六号の規則で定める面積以上又は事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が同号の規則で定める出力以上増加することとなるものをしようとする者について準用する。

第七条を次のように改める。

（設置規制区域内への設置）

第七条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けている場合は、この限りでない。

第八条第一項中「前条の許可（以下「設置許可」という。）を「設置許可」に改め、同条に次の一項を加える。

5 附則第六項及び第七項の規定は第三項の規定により設置許可を要しないこととなる者が事業計画を変更する場合について、附則第十四項の規定は当該者が太陽光発電事業の譲渡等をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第十四条中「とき」の下に「(当該事業計画に係る事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある場合を除く。)」を加える。

第十七条第三項中「係る太陽光発電事業」の下に「(事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあるものを除く。)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第六条第一項及び第二項並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継する場合又は第三項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「第十七条第二項又は第四項の規定による届出をした後、速やかに」と読み替えるものとする。

第十九条の見出し中「撤去及び処分」を「廃棄等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用(次条第一項及び第十九条の三第一項において「廃棄等費用」という。)を確保しなければならない。

第十九条の次に次の四条を加える。

(保証金の預入及び質権の設定等)

第十九条の二 設置許可申請者等は、あらかじめ、当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の額に相当する現金(以下この条及び次条において「保証金」という。)を金融機関に預け入れなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により保証金を預け入れた者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに、当該保証金に係る預金債権について本市を質権者とする質権を設定する契約を締結するとともに、当該質権につき、本市に対抗要件を備えさせなければならない。

3 保証金の額は、規則で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、事業計画を変更する場合(規則で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。この場合において、同項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「変更許可を受けた後(第十四条の規定による届出をする場合にあつては、当該届出をした後)、速やかに」と読み替えるものとする。

(保証金の使途)

第十九条の三 市長は、事業者が第二十三条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を講じなかったことにより、災害の発生防止又は環境の保全に著しい支障が生じると認める場合であつて、本市が法令の規定により自ら当該命令に係る措置の全部又は一部を講じたときは、当該措置に要した費用(廃棄等費用に該当するものに限る。次項において同じ。)に当該事業者が預け入れた保証金を充てることができる。

2 前項の場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額に満たないときは、市長は、その差

額を当該事業者に負担させることができる。

(質権設定契約の解除)

第十九条の四 市長は、第十九条の二第二項(第十七条第七項、第十九条の二第四項並びに附則第五項及び第七項において準用する場合を含む。)の契約を締結した事業者が太陽光発電施設の廃棄を完了した場合その他規則で定める場合には、当該契約を解除するものとする。

(定期報告)

第十九条の五 事業者は、太陽光発電施設の廃棄が完了するまで、毎年度、規則で定めるところにより、前年度の維持管理等の状況、保険への加入の状況その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

附則第二項中「第十五条第一項」の下に「及び第六項」を加える。

附則中第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とする。

附則第十二項中「既存事業者が」を「既存事業者(附則第四項の規定による届出をしたもの及び附則第六項の規定による許可を受けたものを除く。以下この項において同じ。)が」に、「届け出なければ」を「届け出るとともに、当該届出をした後、遅滞なく、第十三条の誓約書を市長に提出しなければ」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

(既存施設の変更許可に関する規定等の適用)

15 既存施設のうち、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなるものについては、附則第六項ただし書中「施行日」とあるのは「設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる日」と、附則第七項中「第十一条まで」とあるのは「第十一条まで、第十三条」として、これらの規定を適用し、附則第三項及び第八項の規定は、適用しない。

附則第十一項中「施行日から」を削り、「に努めなければ」を「をしなければ」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

(既存事業者の損害賠償責任保険等への加入)

13 前項の既存事業者以外の既存事業者は、当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

附則中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の前の見出しを削り、同項を第八項とし、同項の前の見出しとして「(既存施設の維持管理等)」を付する。

附則第六項中「第六条から第十一条まで、第十八条第二項、第二十二條第一項、第二十三條及び」を「第六条第一項から第三項まで、第八条(第三項及び第五項を除く。)、第九条から第十一条まで、第十八条第二項、第十九条の二第一項及び第二項、第二十二條第一項、第二十三條並びに」に、「(附則第六項)」を「附則第七項」に改め、「の許可」の下に「と、第十九条の二第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは「附則第六項の規定による許可を受けた後、速やかに」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第六項とし、同項の前の見出しとして「(既存施設の変更許可)」を付する。

附則第四項中「届け出なければ」を「届け出るとともに、当該届出を初めてする場合にあっては、第十三条の誓約書を市長に提出しなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 第十九条の二第一項及び第二項の規定は前項の規定による届出をしようとする者について、第十七条の規定は前項の規定による届出をした者が太陽光発電事業の譲渡等をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条の二第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「附則第四項の規定による届出をした後、速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四項及び第五項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害、紛争等が生じた場合について適用する。

3 改正後の条例第六条の二から第六条の九までの規定は、施行日以後に改正後の条例第七条ただし書若しくは第九条第一項又は改正後の条例附則第六項（改正後の条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可（次項において「設置許可等」という。）の申請がなされる太陽光発電施設に係る事業者について適用する。

4 改正後の条例第十九条の二（同条第一項及び第二項の規定を改正後の条例第十七条第七項、第十九条の二第四項並びに改正後の条例附則第五項及び第七項において準用する場合を含む。）から第十九条の四までの規定は、施行日以後に設置許可等の申請又は改正後の条例第十二条若しくは第十四条若しくは改正後の条例附則第四項の規定による届出がなされる太陽光発電施設に係る事業者について適用する。

5 改正後の条例附則第二項の規定は、施行日以後に改正後の条例第十五条第六項に規定する事由が生じた場合について適用する。

理 由

太陽光発電施設の設置規制区域を拡大するとともに、太陽光発電事業の事業者に対する義務を見直す等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「仙台市陸上競技場及び」を「仙台市根白石温水プール、仙台市葛岡温水プール、仙台中田温水プール、仙台市鶴ヶ谷温水プール、仙台市水の森温水プール及び仙台市陸上競技場（第十五条において「仙台市陸上競技場等」という。）並びに」に改める。

第十五条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「仙台市陸上競技場」を「仙台市陸上競技場等」に改め、同条第七項中「自ら仙台市陸上競技場」を「自ら仙台市陸上競技場等」に、「仙台市陸上競技場」を「当該スポーツ施設」に改める。

別表第一の一(三)の表を削り、別表第一の一(四)の表を別表第一の一(三)の表とし、別表第一の一(三)の表を別表第一の一(四)の表とし、別表第一の一(四)の表を別表第一の一(三)の表とし、別表第一の一(三)の表から別表第一の一(四)の表までを削り、別表第一の一(四)の表を別表第一の一(三)の表とし、別表第一の一(三)の表から別表第一の一(四)の表までを五表ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表備考第九号中「営利を目的としない場合」を「営利を目的としない場合」に、「営利を目的とする場合」を「営利を目的とする場合」に改める。

別表第一の二の表仙台市根白石温水プールの項及び仙台市葛岡温水プールの項から仙台市水の森温水プールの項までを削り、同表備考中「一回」を「一回」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十五条関係）

一 専用使用する場合

(一) 仙台市根白石温水プール

使用区分	使用時間	
	午前	午後
温水プール	午前十時～午前十二時	午後一時～午後五時
トレイニング室	午前	午後
	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円
	一、二〇〇円	二、四〇〇円
		九〇、八〇〇円
		二、六〇〇円

(二) 仙台市葛岡温水プール

使用区分	使用時間	
	午前	午後
温水プール	午前十時～午前十二時	午後一時～午後五時
	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円
		九〇、八〇〇円
		二、六〇〇円

合計額

ハ 全日(午前の使用時間の開始時～夜間の使用時間の終了時) 午前、午後及び夜間の額の合計額

二 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、時間割計算は、行わない。

三 温水プール又はトレーニング室を本表に定める使用時間を超えて使用する場合における当該超える分(第一号イからハまでに定める額が適用される場合における当該額に係る使用時間を除く。)に係る額は、本表に定める額の時間割計算による額の二割増しの額(その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。)とする。

四 温水プールの一部を専用使用する場合の額は、当該専用使用する割合に応じて算定した額(その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。)とする。

五 前号に規定する場合において本表に定める使用時間内の使用についてその使用に係る時間が本表に定める使用時間に満たないときは、第二号の規定にかかわらず、その使用に係る額は、前号の規定により算定した額の一時間当たりの額(その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。)にその使用に係る時間(その時間が一時間に満たないとき、又はその時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。)を乗じて得た額とする。

六 競技場を準備等のために使用する場合の額は、本表に定める額の二分の一の額とする。

七 温水プール、トレーニング室、会議室又は特別室を物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の額は、本表に定める額の三倍の額とする。

八 附帯設備に係る額は、市長が定める額の範囲内とする。

二 個人使用する場合

使用区分		金額	
仙台市根 白石温水 プール	温水プール	一般	二時間までの分 二時間を超える分(一時間までごと) 五九〇円 二九〇円
		小学生・中学 生	二時間までの分 二時間を超える分(一時間までごと) 一三〇円 一一〇円
グ ラ ス 室	トレーニン	一般	一回につき 二四〇円
		中学生	一回につき 一一〇円

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前になされた仙台市根白石温水プール、仙台市葛岡温水プール、仙台市中田温水プール、仙台市鶴ヶ谷温水プール及び仙台市水の森温水プール(同項において「仙台市根白石温水プール等」という。)の施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の仙台市スポーツ施設条例の規定による仙台市根白石温水プール等の施設の利用のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

根白石温水プール等における利用料金制の導入に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十三号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	仙台市青葉区下愛子字稲荷前，同字観音，同字観音堂，同字志出，同字葉前場及び同字峯岸前の各一部
-------------	--

別表第二岩切山崎今市東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	近隣サービスマ地域	ア 住宅	500平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1メートル以上
		イ 兼用住宅			
		ウ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの			
		エ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）			
		オ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設			
		カ ワーゲン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの			
		キ 自動車教習所			
		ク 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎			
		ケ 倉庫業を営む倉庫			
		コ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）			
		カ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超			

	<p>えるもの</p> <p>シ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>ス 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>セ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>			1メートル以上
近隣サービズB地区	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋</p> <p>エ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの</p> <p>オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）</p> <p>カ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設</p> <p>キ ワーゲン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>ク 自動車教習所</p> <p>ケ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>コ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>サ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>シ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他</p>	500平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1メートル以上

	<p>これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>ス 店舗， 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>セ 自動車修理工場（店舗等の内に附設され， かつ， その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ソ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業， 同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>			1メートル以上
<p>近隣サービスク地区</p>	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅， 寄宿舎， 下宿又は長屋</p> <p>エ 神社， 寺院， 教会その他これらに類するもの</p> <p>オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）</p> <p>カ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設</p> <p>キ ワージャン屋， ばちんこ屋， 射的場， 勝馬投票券発売所， 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>ク 自動車教習所</p> <p>ケ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>コ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>カ 自動車車庫（建築物に附属する</p>	500平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1メートル以上

		<p>ものを除く。)</p> <p>シ 劇場, 映画館若しくは演芸場又は展示場, 遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>ス 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>セ 自動車修理工場(店舗等の内に附設され, かつ, その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>ソ 風管法第2条第1項各号に掲げる営業, 同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>	500平方メートル	すべての道路(隅切を除く。)	1メートル以上
商業業務地区	ア 住宅	イ 兼用住宅			
	ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長屋	エ 学校, 専修学校又は各種学校			
	オ 図書館	カ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの			
	キ 公衆浴場	ク 病院			
	ケ 工場(店舗等の内に附設される作業場を除く。)	コ 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設			
	サ ワージャン屋, ばちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車				

		<p>券売場その他これらに類するもの</p> <p>シ ホテル又は旅館</p> <p>ス 自動車教習所</p> <p>セ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>ソ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>タ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>チ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>ツ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>テ 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ト 風管法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>			
--	--	---	--	--	--

別表第九岩切山崎今市東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	近隣サービスA地区 近隣サービスB地区 近隣サービスC地区 商業業務地区	警察官派出所等	第7条
-------------	---	---------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

愛子南地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第八十四号議案

仙台市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

仙台市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

- 一 仙台市下水道事業の設置等に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第八十七号）第五条
- 二 仙台市水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十七号）第六条
- 三 仙台市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十八号）第七条
- 四 仙台市ガス事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十九号）第六条
- 五 仙台市病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第四十号）第七条

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十五号議案

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三十一万五千円」を「政令第十一条の規定により同条の補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えることとされる額（政令の改正に際し定められた同条の規定に係る経過措置の規定の適用に係る葬祭補償の額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同条の補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えることとされる額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を考慮し、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額の算定において同令に定められている額を用いることとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 86 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (国) 286号 (南赤石) 1号トンネル工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区秋保町湯元字上原地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 2,469,500,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区片平一丁目 2 番32号
安藤・間・深松組・河北建設共同企業体
構成員 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社安藤・間
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組
構成員 仙台市太白区泉崎二丁目23番41号
河北建設株式会社

第 87 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
上 愛 子 樋 田 蛇 台 原 線	仙台市青葉区上愛子字樋田20番 6 同 上愛子字蛇台原55番12
郷 六 針 金 線	仙台市青葉区八幡七丁目12番 7 同 郷六字針金 9 番 5
郡 山 谷 地 田 東 線	仙台市太白区郡山字谷地田東 3 番 9 同 3 番37
東 中 田 二 丁 目 3 号 線	仙台市太白区東中田二丁目326番 8 同 328番 2

第 88 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、環境性能割の納税義務者が第三十三条の四第一項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合」を削る。

第三十二条を次のように改める。

（軽自動車税の納税義務者）

第三十二条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第三十三条の二から第三十三条の四までを削る。

第三十三条の五（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第三十三条の二とする。

第三十四条（見出しを含む。）及び第三十五条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十六条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百四十三条第三項」を「第四百四十三条第二項」に、「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改める。

附則第三十項から第三十五項までを削る。

附則第三十六項中「法第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による」に、「以下」を「次項及び附則第三十二項において」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第三十項とする。

附則第三十七項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第三十一項とする。

附則第三十八項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第三十二項とする。

附則第三十九項を削り、第四十項を第三十三項とし、第四十一項から第四十三項までを七項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市市税条例の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に

については、なお従前の例による。

4 令和七年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 89 号議案

仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員金谷吉成，中林暁生，皆川潤，成田由加里及び橋浦佳子は令和 8 年 6 月 30 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき，仙台市資産等公開審査会条例第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，蘆立順美，中林暁生，上林佑，東海林寛史及び澤田秀泰